

# 日印フォーラム2010 －IFRS導入の課題－



2010年7月27日（火）に、IFRS対応会議が主催する「日印フォーラム2010－IFRS導入の課題－」が、東京・大手町の経団連会館・国際会議場にて開催された。本フォーラムは、民間主導で我が国における円滑な国際財務報告基準（IFRS）の導入を図るべく、2009年に立ち上ったIFRS対応会議が主催者となって、IFRS導入に関する日印両国の知識・経験並びに問題点を共有し、日印の関係を強化するための活動の一環として行われたものである。

IFRS対応会議とインドのIFRS導入関係者との対話（dialogue）や包括的な協力は今後も継続的に進められる予定になっており、2010年7月26日付けでIFRS対応会議の島崎憲明国際

対応委員会委員長とChopra（チョプラ）インド勅許会計士協会会長・IFRSコンバージェンス・コア・グループメンバーとの間で、インド企業省次官立会いの下、相互協力に関する覚書きが交わされた。

本フォーラムでは、大塚耕平内閣府副大臣の開会挨拶並びに基調講演に続き、Bandyopadhyay（バンドホパティヤヘ）インド企業省次官が基調講演を行い、その他、齊藤 惇（東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長、Bhave（バハウエ）インド証券取引委員会委員長、金融庁の三井秀範企業開示課長、チョプラ インド勅許会計士協会会長、Tweedie（トゥイーディー）国際会計基準審議会（IASB）議長、山崎彰三日本公認会計士協会会長、西川郁生企業会計基準委員会（ASBJ）委員長など、日印両国のIFRS導入を取り巻く各団体、機関を代表するキーパーソンが講演した。

フォーラムの最後には、木下俊男日本公認会計士協会専務理事がコーディネーターになり、パネルディスカッションが行われ、会場からのコメントも含め積極的な意見交換がなされた。それぞれの立場に基づいたIFRS導入の課題についての講演内容は興味深く、会場を埋めた聴衆は熱心に耳を傾けていた。

誌面の制約から各講演の要旨の報告となっていること、本稿は講演者の公式な見解ではないことについてもご了解いただきたい。また、講演者の肩書きは2010年7月27日当時のものである。

なお、インドに関するIFRS導入の具体的な状況は、本誌5月号「IFRSに関するインド・シンガポールミッション報告」において詳述されており、そちらも参照いただきたい。

## 1 開会挨拶・基調講演

### 1-1. 大塚耕平氏（内閣府副大臣）

大塚副大臣からは、まず、祝辞が披露され、以下のような基調講演が

なされた。

経済成長著しいインドと日本の関係は、世界政治・経済の発展には非常に重要な役割を果たすであろう。

IFRSを軸としたコンバージェンスが進むことは、インドのみならず世

界にとって歓迎すべきことであり、日本においても、既にIFRSの任意適用が始まっている。

IFRSが本当に国際的な会計基準となるためには、各国の経済実務や慣行を踏まえるべきであり、日印の状



内閣府副大臣 大塚耕平氏  
況が世界に理解されるべく、アジアから共同して情報発信を行うことが重要である。そのためには、IASBのサテライトオフィスを東京に招致すること、各国の多様性にも配慮を求め、IFRSの浸透と情報発信においても日印が重要な役割を果たすべきであることなどについて発言され、本フォーラムが建設的な対話の場になることが望まれるとして締めくくられた。

1-2. 基調講演 バンドホパティヤ氏 (インド企業省次官)



インド企業省次官  
バンドホパティヤ氏

バンドホパティヤ氏からは、冒頭に、日本とインドは歴史的に協力関係を築き上げていたことが述べられ、以下のような基調講演がなされた。

ビジネスの複雑性と世界経済の統合が強化されていることから、IFRSのような共通のパラメーターが必要であり、財務諸表に信頼性を寄せること、それにより透明性の向

上を図ることは愁眉の課題である。会計基準は、信頼でき、比較できるものでなくてはならず、だからこそ、各国がIFRSへのコンバージェンスやアドプションを進めてきた。

インド企業の利益を守るため、関係機関と協議しながらコンバージェンスを進めており、インドでは段階的にIFRSの適用(コンバージェンス)をすることに決めた。

今後も意見交換・協議を重ねると同時に、日印の経験を共有し、共同でIASBへ意見発信していきたいことが述べられ、最後に、本フォーラムの主催者であるIFRS対応会議への謝意が述べられた。

2 証券市場について

2-1. インド市場について バハウエ氏 (インド証券取引委員会委員長)



インド証券取引委員会委員長  
バハウエ氏

バハウエ委員長の講演内容は、以下のとおりである。

冒頭に、インドの近年の国内総生産(GDP)の成長とその見通し、インドの証券市場の概要(世界レベルの制度的インフラ、国際的な開示基準、規模、成長性)と、最近の新規構想、新商品の開発などが述べられた。

2010年6月には、インド預託証券(IDR)を用いて外国企業が初めて

インドの証券市場に上場しており、将来は日本企業もIDRを活用してインドで資金調達をすること、逆に、インド企業が日本の預託証券(JDR)を活用して日本で資金調達をすることなどに向けて作業をすべきである。IFRSの適用は、企業が投資家と同じ目線で対話することが可能になり、そのような国境を越えた資金調達が容易にすることになると述べられた。

最後に、IFRSの原則は同じであっても、各国の法制度や環境を考慮し、IFRSの枠組み内にその影響を及ぼす余地を残すべきであるとして講演は締めくくられた。

2-2. 日本の資本市場について  
齊藤 惇氏 (株東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長)



(株)東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長  
齊藤 惇氏

齊藤社長の講演要旨は、以下のとおりである。

(1) 取引所が目指すべき姿と資金の流動性確保の必要性

資本市場の必要条件である高度な価格提供機能とリスクマネーのグローバルな再配分を可能にすること、将来的には、日印の企業が相互の市場での資金調達を可能にすべく、前向きな協議が必要である。

(2) IFRSの適用と市場の流動性確保との関係

IFRSの導入は、比較可能性の向上という投資家にとっての利点や、

海外での資金を呼び込むという作成者側にとっての利点がある。また、IFRSの適用に当たり、資産・負債等の公正価値の正確な測定のためには、市場の流動性確保が必要である。

### (3) IFRSの適用に向けて解決すべき課題

自国の法制度や商慣行に合わない基準については、いわゆる、カーブアウト（基準の一部不採用）よりも、アジア・オセアニア一体となってIASBに働きかけることが必要である。東京証券取引所としては、投資家の比較可能性確保と複数の会計基準の維持については、コスト面の負担から連結財務諸表で先行してIFRSを適用するとしても、個別財務諸表にもIFRSを適用することが望ましく、ある程度時間をかけて取り組む必要があると考えている。また、東京証券取引所では、規則・実務対応の必要性を認識しており、支障がないように取り組んでいる。

### (4) 日印の市場関係者における協力的体制構築の必要性

日印のIFRS導入時期が似ていることから、意見交換を通じて強制適用に向けた対応を図っている。

### (5) 資金の流動性確保に関するその他の方策

JDRを通じて、外国会社の日本における上場手段の整備などの施策を講じている。

### (6) まとめ

日印での情報共有化などの協力的体制の構築は、資本交流を図るためには重要であり、今後も定期的な意見交換が必要になる。

## 2-3. インドの資本市場について

**Ravi Naraiian (ナライアン) 氏 (インドナショナル証券取引所事務局長兼CEO)**



インドナショナル証券取引所事務局長兼CEO ナライアン氏

ナライアン氏は、インド市場とインドを代表するナショナル証券取引所 (NSE) について講演しており、そのうちのNSEの概要について紹介したい。

NSEは、インドの資本市場で最大の証券取引所で、最も流動性が高く、最先端の技術、広範囲の売買拠点、堅牢な清算・決済システム、金融市場における新機軸性などが特徴である。インドでは、2011年4月1日開始事業年度からIFRSの段階適用が開始されるが、そのうち、NSEに上場している会社250社が、段階適用のフェーズ1の企業のほとんどを占めている状況である。NSEでは、株式のほかに、株式デリバティブ、公社債も幅広く取引されており、流動性が高く、時価総額も成長の一途をたどっている。

### 3 規制当局の立場からのIFRS導入の課題

#### 3-1. Ravi Mohan (モハン) 氏 (インド中央銀行事務局長)

モハン事務局長からは、IFRSに関する規制当局にとっての課題（銀行セクター）についての説明があった。インドの銀行にとって、IFRS導入の課題としては主に、金融商品会計基準 (IAS第39号及びIFRS第9号) の適用にあると述べられている。



インド中央銀行事務局長 モハン氏

#### IAS第39号の適用上の課題

- 複数段階で置き換えられ、相互に関連していることは金融機関の適用を困難にしている。また、金融機関にとって極めて重要なこの基準を、インドにおいて理解し、導入するための時間が限られている
- 認知、影響調査、リソース、ITシステム、損益の変動
- 銀行、監査人及び監督側におけるスキル向上
- 大量のディスクロージャー

#### IFRS第9号の適用上の課題

- 銀行は、法令上の要件を遵守するため、政府証券に多く投資しているが、政府証券が公正価値で測定されると政府証券市場に大きな変動性をもたらす
- 銀行は、多くの売却可能有価証券のポートフォリオを有している
- 金融商品の分類方法では、公正価値評価部分が増え、損益の変動性が伴う。このことは、バーゼル銀行監督委員会によって示されたハイレベルの原則と調和していない
- 償却原価のカテゴリーの売却を一定の条件の下でしか認めて

いないが、デュレーション調整のために許される売却を、発行者だけではなく、すべての企業に拡大すべきである

■ 政府証券以外の投資及び貸付ポートフォリオでは、必ずしも償却原価で測定される基準を満たすとはいえない

上記のほか、最近のIAS第39号の置換えプロジェクトの一環である、金融商品の償却原価及び減損に関する公開草案の予想損失モデルの実務上の複雑性についても課題であると述べられた。

インド中央銀行は、インドの銀行が統一してIFRSを適用できるよう取り組んでおり、日本との協力も推進していきたいとして、講演は締めくくられた。

### 3-2. 三井秀範氏（金融庁総務企画局企業開示課長）



金融庁総務企画局企業開示課長  
三井秀範氏

三井課長からは、まず、1998年のいわゆる会計ビッグバンを起点として、日本においても国際調和型の会計基準に舵が切られたこと、コンバージェンスとEUによる同等性評価の歴史的経緯、日本のIFRS導入に関するスケジュールのロードマップ、我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）の解説がなされた。

規制当局（金融庁）としては、日本の資本市場の競争力を高めるべく、リスクマネーを日本に呼び込めないと日本企業の競争力が失われることから、IFRSの導入を前向きに考えている。しかし、IFRSが我が国の実態を十分に反映したものになっているかなどの、IFRSの基準化のデュープロセスやガバナンスを重視しており、IFRS財団の規制当局によるモニタリング・ボードにも金融庁は参加している。また、我が国におけるIFRSの法的位置付けの解説では、連結財務諸表規則の改正により、米国で上場等する日本企業の米国会計基準の適用を廃止（2016年3月期まで）することについても触れられた。この廃止の経緯については、規制当局として多数の会計基準を必要としないことや、IFRSが国際的な会計基準として認知され、IASBは国際的な会計基準設定主体であることから、日本の声が少なからず反映される可能性のあるIFRSを選択するべきであると考えた、と述べられた。

最後に、IFRS対応会議など、ASBJを中心としていくつもの組織が立ち上がっており、IFRSへどう取り組むかの戦略が日本にとって大変重要であることから、金融庁としてもこれらの組織の活動をサポートしていくとして、講演は締めくくられた。

## 4 監査人の立場からのIFRS導入の課題

### 4-1. チョプラ氏（インド勅許会計士協会会長）

チョプラ会長は、冒頭に、「IFRSが導入されると、監査人の役割は重要になる」と述べられ、IFRSにコンバージェンスした基準の特性として、以下の項目を挙げられた。



インド勅許会計士協会会長  
チョプラ氏

- 原則主義の基準
- 公正価値アプローチの使用が増加
- 実質優先
- 判断を要する要素が多い
- 忠実な表示
- 頻繁な変更

#### (1) 原則主義の基準

原則主義は判断することが多く、判断の適用に関する監査リスクが生じることになる。このことは、監査人と経営者との間で、会社が適切な判断を行使したかどうかについて意見の不一致を生じさせるかもしれない。監査人は、経営者の判断の適切性を評価するという困難な職務を有することとなるが、詳細なルールが存在しないかもしれない。また、監査証拠の信頼性は、その発生源に影響され、証拠の文書化が困難かもしれない経営者の判断を基礎とすることがますます多くなる。

#### (2) 公正価値アプローチ

現行のインド会計基準と比較して、はるかに複雑で骨の折れるものとなる。監査人は、経営者が開示した公正価値の適正性を判断する際に困難を抱えるかもしれない。他の専門家の作業にもっと依拠することが必要になる。公正価値が容易に入手可能ではない場合には、問題が重大にな

る。

(3) その他

IFRSの初度適用により生ずる課題（免除規定や遡及適用など）、経営者に準備してもらうための課題、監査人自身の課題（監査人の確固たる知識と経験、スタッフ教育など）がある。

(4) 最後に

IFRSの頻繁な変更に対しては、監査人が最新のIFRSに精通しなければならないこと、経営者にその変更に対応するよう影響を及ぼす必要があること、事業に対する変更の影響を監査人が繰り返し分析する必要があり、この問題は長く続くであろうという展望を示されて、講演は締めくくられた。

4-2. 山崎彰三氏（日本公認会計士協会会長）



日本公認会計士協会会長

山崎彰三氏

まず、「IFRSと日本」として、2001年以来の日本とIFRSとの関わり合いや歴史的な経緯から講演を始められた。山崎会長の講演要旨は、以下のとおりである。

- ① 2012年の日本におけるIFRSの強制適用の決定は、よほどのことがない限り進むであろうし、IFRSの米国企業への適用を米国があきらめることはないであろう。
- ② 2010年3月期のIFRSの任意適用は1社のみで、その他10数社が

任意適用に向けて先行していくと思われるが、例えば、2015年3月期に強制適用が開始された場合、全上場企業3,700社が一斉にIFRSに準拠した連結財務諸表を作成することに対する実務上の困難さがある。インドのようなフェーズごとの段階的な適用など、何らかの分類（規模や業態に応じて）も考えられるのではないかと。

- ③ また、上場会社3,700社のうち、2,700社はいわゆる4大監査法人が監査を行っている。4大監査法人はその海外ネットワークにより、欧州の経験、米国会計基準の財務諸表監査の経験、教育・研修機能等が充実しており、自助努力でIFRSによる連結財務諸表の監査は可能である。一方、中小監査事務所は海外ネットワークがない事務所が多く、欧州等における経験も少ないことから、日本公認会計士協会が4大監査法人との間に入り、何らかのサポートをすることが必要だと考えている。

その中では、教育・研修の強化が望まれるほか、IFRSの解釈・適用をどうするかが課題になる。IFRSの適用に当たり、日本公認会計士協会が実務指針を出すことはないが、日本特有の事象については、日本で考え方、現状、経済的なバックグラウンドなどをまとめ、IASBに対しては、オールジャパンで組織的に対応しなければならないと考えている。

- ④ 現在のIFRSは、日本の会計基準がコンバージェンスを進めた結果、大きな差異はなくなっているものの、IFRSは今後も相当の改訂が予定されており、IASBの動向を注視していく必要がある。

- ⑤ 最後に、IFRSは、日本の会計基準とはフレームワークが全く異なり、いわゆる原則主義であることから「Back to the Basic」となり、とことん突き詰めないと正解は出ない。また、強制適用後は日本の会計基準はなくなるため、日本からIFRSの開発に参画できる人材の育成・供給が課題であると述べられた。

5 IASBの取組み（2011年以降のIFRS）

デイビッド・トゥイーディー卿（IASB議長）



IASB議長

デイビッド・トゥイーディー卿

トゥイーディー議長からの講演要旨は、以下のとおりである。

(1) 今後のIFRSがどのような方向に進むのか

前提として、企業の資金調達是国内での調達からグローバルなクロスボーダーの資金調達へと変遷していったため、国際的な会計基準が求められるようになった。ローカルな会計基準では、投資家にとって不明確・理解不能なことがあるリスクがあり、そのリスクプレミアムが企業の資金調達コストに上乗せされてきたという事実がある。次頁の表1が、IFRS導入による便益である。

(2) 世界のIFRS使用状況と今後の適用見込み

表 1

資本市場にとっての便益	企業にとっての便益
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海外の投資家に対するローカル市場の信頼性</li> <li>■ 国境を越えた投資活動の促進</li> <li>■ 効率的な資本配分</li> <li>■ 政治的な境界を越えた比較可能性</li> <li>■ グローバルな教育及び研修の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資本コストの削減</li> <li>■ ITシステムの統合</li> <li>■ 連結作業が容易に</li> <li>■ 「1組の帳簿」</li> <li>■ 海外での資本調達への支援</li> <li>■ 海外の仕入先、得意先、子会社の財務諸表の理解</li> </ul>

表 2

プロジェクト	公開草案の発表	完成予定
認識の中止	✓	2010年第3四半期
連結	✓	2010年第4四半期
財務諸表の表示(OCI)	✓	2010年第4四半期
負債と資本の区分		未定
公正価値測定	✓	2011年第1四半期
退職後給付	✓	2011年第1四半期
金融商品	2010年第3及び第4四半期	2011年第2四半期
収益認識	✓	2011年第2四半期
リース	2010年第3四半期	2011年第2四半期
保険	2010年第3四半期	2011年第2四半期

表 3

産業界から上っている主要な懸念	現在注目が必要な重要事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府は、コンバージェンスの問題を回避するため、法律(会社法、法人所得税法)の枠組みを示し、改訂する必要がある</li> <li>■ IFRSに準じた公正価値測定原則の広範な適用により、評価の専門家的大幅に依存することになる可能性がある</li> <li>■ コンバージした基準について、専門家のスキルがアップデートされることが必要</li> <li>■ 投資家及びアナリストのIFRSに関する意識が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ すべての規制当局がIFRSへのコンバージェンスについて明確なロードマップを提供すること</li> <li>■ 中規模企業及び監査法人においてIFRSの理解を深めること</li> <li>■ 評価技法及びパラメーターを標準化すること、並びに適格鑑定人を認識するための認証制度を導入すること</li> </ul>

フォーチュン500社のうち、2013年には245社がIFRSを適用し、日本が仮に2015年にIFRSを強制適用した場合310社となり、米国がIFRSを適用した場合は、他の会計基準を使用している企業は、投資家から「なぜ、IFRSを使わないのか」ということについて、さらなる説明を求められるであろう。

(3) 米国とのMoU項目(コンバージェンス)  
目標期日は2011年6月のままとす

るが、優先順位を定め、最も緊急にIFRSと米国会計基準の両方で改善が必要な分野に焦点を絞れるようにした。上記表2が、主要なプロジェクトの完成予定である。

なお、金融商品については、IASBと米国のFASBとでは考えが異なると述べられていた。

(4) 原則主義の基準

財務諸表作成者と監査人の議論が必要になり、会計専門家の手に会計が戻ることになる。また、原則主義

では変動が大きい(Volatile)という細則主義からの批判があるが、現実の経済の変動が大きいからであるにすぎない。IFRSの改訂が多いという声があるが、2011年を過ぎると安定期がくるようになる。

(5) 最後に

コンバージェンスとアドプションには違いがあり、投資家はコンバージェンスの場合、どこにIFRSとの違いがあるか分からないので、資本コストは上昇することになるだろう。

6 産業界の立場からのIFRS導入の課題

6-1. Pai (パイ) 氏 (インフォシステクノロジーズ取締役)



インフォシステクノロジーズ取締役  
パイ氏

パイ氏からは、IFRSとインド企業の準備状況について、IFRSに向けたインドの歩み、インドで採用されたコンバージェンスの道筋、最近の規制上の変更、インド勅許会計士協会による行動の概要が説明された。

後半では、中小企業における準備状況と、IFRSの公正価値評価に対して不安視する声や、産業界から上っている主要な懸念、現在注目が必要な重要事項について、上記表3のとおり説明があった。

6-2. 上田良一氏 (三菱商事株式会社取締役副社長)

# ProPlus

## 固定資産管理ソリューション

『ProPlus固定資産管理ソリューション』は、これまでに蓄積されたノウハウ・高い専門性によって、3109社の導入実績があり、様々な業種・業態の年商数十億円から数百兆円規模に至るまでに幅広くご利用頂いております。

当社では、これまでに蓄積されたノウハウ、専門性を最大限に発揮し、制度改正等にもいち早く対応してまいりました。既に標準機能としてIFRSの機能要件に対する複数帳簿対応、資産除去債務取得価額、耐用年数等の変更機能などが実装されております。タイムリーなバージョンアップの実施やサポート体制も充実しておりますので、導入後も安心してご利用頂けます。

選ばれるには理由があります！  
導入事例はこちら

▶ <http://www.proship.co.jp/case/index.html>

- 固定資産システム
- 建設仮勘定サブシステム
- 減損会計システム
- リース資産管理システム
- 賃貸借契約管理システム
- 設備発注システム

**株式会社 プロシップ**

＜本社＞  
東京都千代田区神田司町2丁目8番地 第25中央ビル  
TEL.03-5209-3225 FAX.03-5209-3227

＜西日本支社＞  
大阪府大阪市浪速区幸町2-7-6 大阪桜川ビル  
TEL.06-6561-3155 FAX.06-6561-3105  
E-mail:solution@proship.co.jp  
URL:http://www.proship.co.jp



三菱商事(株)代表取締役副社長  
上田良一氏

上田氏からは、①我が国及び三菱商事(株)とインドとの取組み、②IFRSへの三菱商事(株)の取組み、③産業界の立場からのIFRS導入の課題について説明があった。

このうち、②については、連結財務諸表等規則の改正により、2016年3月期まで米国会計基準による連結財務諸表の提出が不可能になり、米国会計基準を採用している三菱商事(株)にも影響があることから、IFRSの早期適用を検討していること、四半期報告制度や連結経営管理への施策である連結経営基盤の強化(決算早期化、決算期統一、監査人統一)が、IFRS導入に役立っているという、三菱商事(株)の事情が紹介された。

③については、金融商品会計基準

の改訂などによる純利益の変動可能性の増大、包括利益へのさらなる注目、経営指標への影響が述べられたほか、個別財務諸表は会社法や税法と密接に関連しており、IFRSによる連結財務諸表との調整をお願いしたいという要望があること(2つの帳簿を作ることへの課題)や、同じ事象で異なる解釈が各国で生じる可能性についての懸念、Moving TargetといわれるIFRSの頻繁な改訂や非上場会社株式の評価の問題が課題であるとして、講演は締めくくられた。

### 7 会計基準設定主体の立場からのIFRS導入の課題

#### 7-1. Fadnis (ファドニス) 氏 (インド会計基準設定主体議長)



インド会計基準設定主体議長  
ファドニス氏

#### 表 4

- 確立されている現行の実務及び法的枠組みの多様性から生じる課題(例:不動産開発業者の収益認識)
- インドの経済環境から生じる課題(インドの経済環境は、IFRSが存在すると想定する経済環境と比べると異なっている。インドのような新興国では、例えば、農業のように、公正価値を信頼性をもって算定するための厚みと幅がない場合がある)
- IFRSの一部の要件の適用における論点(例:関連会社の決算日の統一など)
- 選択的取扱いの除外から生じる課題
- IFRSにコンバージェンスした基準を適用する報告企業の決定から生じる課題(例:IFRSを個別財務諸表に適用することによる分配可能利益の算定、税目的で利用される決算書への影響)
- IFRSの頻繁な変更による課題
- インドの文脈におけるガイダンス要件から生じる課題
- 整合的でない法的及び規制上の要件から生じる課題
- IFRSとコンバージェンスされた基準の適切な運用における課題(教育・研修など)
- その他(英語からインド公用語(ヒンディー語)への翻訳の問題等)

インドでは、IFRSの導入をアドプションではなく、コンバージェンスと考えているという説明があった。ただし、コンバージェンスした会計基準について投資家へ違いを明確に分かるようにするため、その調整に要する時間とコストは大きいものにはならないであろうという見通しを示された。仮題としては、前頁の表4に記載された事項が挙げられている。

### 7-2. 西川郁生氏 (ASBJ委員長)



ASBJ委員長 西川郁生氏

最後に、西川委員長からは、「企業会計基準委員会—今後の展望—」と題して講演が行われた。

冒頭で、2000年代におけるグローバルなコンバージェンスの取組み、2007年8月の東京合意及び2008年のEUによる同等性評価について述べられていた。このEUによる同等性評価は、国によって状況が異なり、米国はコンバージェンスの達成に合意していた一方で、日本は引き続きコンバージェンスを続ける前提で同等と認められたという経緯がある。

その他の国は、将来、アドプションがあることを前提として同等と評価されていたという解説がなされた。

次に、日本におけるIFRSの適用に関する日本版ロードマップについて、2010年3月期より任意適用が可能、2012年に強制適用の可否を決定し、強制適用は2015年又は2016年3月期からであることが説明された。

IFRSが実質的に日本の上場会社の連結財務諸表の会計基準となると、ASBJの今後の取組みが課題となるが、それについては表5のような取組み状況が示されている。

ASBJは今後、IFRSの普及、解釈問題の解決等について、アジア・オセアニア地域におけるリーダーシップを発揮すべく努めること、IFRSの解釈、実務への適用に関する日本における中心的な役割を果たすことが説明された。

最後に、日印関係について触れられ、本フォーラムにおいて、インドの状況が分かり、両国で緊密な関係を結び、重要なタイミングで情報交換を重ねる必要とアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)の内容を説明され、講演は締めくくられた。

日印の会計関係者に加えて、IASBからもトゥイーディー議長以下複数の理事が参加されるなど、華やかな雰囲気の中で、両国間の会計関係者による対話を今後も継続していくことが改めて確認された。

※ 図表は当日の配布資料より転載若しくは抜粋した。

(自主規制・業務本部 公認会計士 樋口尚文)

## 8 おわりに

パネルディスカッションをはさんで、夜にはレセプションが行われた。

表5

- 会計基準の高品質化とコンバージェンスに向けた取組みを継続
- IFRSの基準設定に対して、積極的に意見発信
- IFRSの任意適用に向けた準備過程で抽出された問題点について、IASB等と解釈について協議（「IFRS導入準備タスク・フォース」、ASBJ内の「IFRS実務対応グループ」）
- IFRSの翻訳及び研修
- IFRS対応会議（日本版ロードマップに示された諸課題に対処するために設置された、ハイレベルな者による民間の会議体）